

FAQ（付帯海学について） Version2 (20160601)

1. 加入対象となる学生の定義は？

学研災（学生教育研究災害傷害保険）に加入している学生が対象です。本学は、大学負担により以下の学生全員が、学研災に加入しています。以下の学生以外は「付帯海学」においても対象外です。

学部学生、大学院学生（修士、博士、専門職）、研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人研究生、研究所研究生、日本学術振興会特別研究員（PD）

2. 加入対象となる留学プログラムとは？

大学が関与している留学（例えば、協定による交換留学等）、大学が関与している海外派遣プログラム等（サマープログラム、インターンシップ、海外ワークショップ参加等を含む）が対象となります。その他、各専攻等において大学が関与する留学・海外派遣プログラムという位置づけで整理いただける海外派遣プログラム等については利用可能です。

大学が関与していない個人留学等、研究のための出張は対象外です。

3. 契約までの流れは？

契約までのスケジュールは以下のとおりです。出発日の 1 ヶ月前までに、プログラムの責任教員等より、「利用申込書」を国際推進課まで提出してください。出発日に余裕のない場合は、早急に国際推進課担当まで相談してください。

①プログラムの責任教員等は、参加学生の情報を「利用申込書」にとりまとめ、出発日の 1 ヶ月前までに国際推進課に提出する。 【出発 4 週間前】

②国際推進課は、申請内容を確認後、学生のリストを保険代理店（第一成和事務所）に提出する。

③保険代理店は、提出されたリストを基に学生ごとに「払込取扱票」「加入手続き書（控）」を作成し、リストに掲載された住所あてに送付する。 【出発 3 週間前】

④学生は、自分の書類封筒を受領し、封筒内の書類の内容を確認したうえで「払込取扱票」により、ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振り込む。（振込手数料は本人負担）なお、学生は、「払込取扱票」の『ご依頼人』欄記入を忘れないこと。 【出発 2 週間前】

⑤保険代理店は、学生からの保険料の入金を確認し次第、本人あて「被保険者証」を郵送する。 【出発 1 週間前】

⑥学生は、「被保険者証」を受領し、留学期間中必ず携帯する。（「被保険者証」がないとキャッシュレスで病院での治療を受けられないなどの不都合が生じるので、忘れずに携帯すること。）

4. 「付帯海学」を利用予定のプログラムにおいては、参加者全員が加入しなくてはならないのか？

はい。利用する留学プログラムにおいては、対象となる学生は全員が加入してください。

5. 保険の適用期間はいつからいつまでか？

住居を出発してから、住居に到着するまでの期間です。なお、住居とは一戸建ての場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に到着した時点で保険は終了します。

6. 保険料と保険期間の関係は？

保険料は保険期間（出発日から帰国日まで）によって決まっています。たとえば、5月1日出発、5月6日帰国の場合は、保険期間は「6日まで」となり、保険料は、パンフレット中の「6日まで」の保険料となります。

7. 同じプログラムの参加者の保険期間は同じでないといけないのか？

個々の事情に合わせて保険期間が違っていても大丈夫です。ただし、保険期間により、保険料は変わります。

8. 留学期間が予定より短縮した、あるいは、延長した場合はどうなるのか？

留学期間が短縮となった場合（例えば1年の予定が半年に短縮となった）は、保険金が返納できる場合がありますので、国際推進課までお問い合わせください。

また、留学期間が延長となった場合（例えば3ヶ月の予定を半年に延長した）は、現地で保険期間の延長が可能です。ただし、海外送金での受付はできませんので、国内の家族等に振込をお願いすることが必要となります。この場合も国際推進課までお問い合わせください。

9. 保険金のプランは変更できないのか？

包括契約となっていますので、原則として個々に補償金額、保険料等を変更することはできません。パンフレット等に記載の補償内容、保険料が適用されます。

ただし、留学先の国により、一定額以上の補償の保険に加入することが必須であり、基本の補償額では不足するような場合は、補償額を上げた契約も可能です。（保険料も上がります。）このような場合は国際推進課にご相談ください。

9. 帰国の予定がはっきりしない場合はどうすればよいのか？

帰国日は申告いただく必要がありますが、保険期間の中に収まる日程で仮に設定いただくことも可能です。保険期間の種類は、パンフレット等に記載の保険期間のみです。（ただし、保険期間を過ぎて帰国した場合に事故等にあっても補償はされませんのでご注意ください。）

10. 事故等の場合は、「学研災」と「付帯海学」の両方の補償が受けられるのか？

「学研災」での補償対象となる活動には、「学研災」が適用され、「付帯海学」で補償対象となる事項に

は、「付帯海学」が、それぞれ適用されます。従って、両方の補償が受けられる場合とそうでない場合があります。たとえば、「学研災」の補償範囲外（個人的な旅行中の事故など大学が正課として認めない場合など）だと「付帯海学」のみが適用されます。

11. 留学の前後に私事の渡航期間を加えたい場合には、どうすればよいのか。

前後に予定している計画内容や渡航期間を示して、国際推進課にご相談ください。

工学系・情報理工学系等国際推進課

e-mail: k-kikaku@t-adm.t.u-tokyo.ac.jp